

「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について

1 目的

安全・安心で品質の高い岩手県産食材を使った料理を提供する首都圏等の飲食店等を「黄金の國、いわて。」応援の店に登録し、登録店による岩手県産食材フェアの開催や情報発信の取組に対する協力を得ることにより、岩手県産食材の認知度や評価を高め、その利用促進を図ることを目的とする。

2 登録主体

岩手県

3 登録対象

- (1) 岩手県外に所在する飲食店舗であること。
- (2) 岩手県産食材への関心が高く、その導入について積極的であること。
- (3) 岩手県産食材を使用していることをメニューやウェブサイト等に掲載するなど、岩手県産食材の情報発信について積極的であること。

4 登録店の協力事項

以下の項目を全て実施すること。

- ① 年間を通じた岩手県産食材の使用に努めること。(生鮮品目だけでなく、加工品や飲料等も食材に含める。)
- ② 来店客に対し、岩手県産食材を使用している旨を表示又は伝達すること。
- ③ 岩手県が主催する岩手県産食材を用いたフェア等の取組に協力すること。
- ④ 岩手県のPRグッズの店内への設置に協力すること。
- ⑤ いわて公式食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」への情報掲載に協力すること。

5 登録店に対する情報提供等

- ① 登録店店頭掲示用のグッズの提供
- ② いわて公式食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」での紹介
- ③ 岩手県で作成・発行する印刷物での紹介
- ④ 岩手県産食材及び産地に関する定期的な情報提供
- ⑤ 生産者及び事業者の紹介

6 登録の方法

候補となる店舗に対し、3の登録基準及び4の登録店の協力事項を提示し、了解を得られた店舗から承諾書(様式1)、登録時のアンケート(様式2)、ホームページ掲載店舗情報登録(様式3)の提出を受け、岩手県から登録証を交付する。

7 登録の取消

以下のいずれかに該当する店舗については、「黄金の國、いわて。」応援の店の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 閉店したことが明らかな店舗
- (2) 4の条件を満たしていないと認められた店舗（ただし、店舗の特殊事情がある場合を除く。）
- (3) 登録の取消しを申し出た店舗

8 実績の報告

登録店は、4の実施状況について、年に一度岩手県が別途指定する日までに、岩手県に別に定める「黄金の國、いわて。」応援の店 実績アンケートを提出する。

9 他の認定制度により指定等した店舗の取扱いについて

「いわての美味しいお米提供店」に指定されている店舗及び「いわて牛取扱推奨店」のうちレストラン・割烹等の業態で選定されている店舗については、店舗の了解のもと「黄金の國、いわて。」応援の店として登録する。

また、「いわての美味しいお米提供店」及び「いわて牛取扱推奨店」の指定又は選定を取り消された場合、「黄金の國、いわて。」応援の店の登録を取り消すものとする。

10 その他

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」に定めるもののほか、「黄金の國、いわて。」応援の店の取扱いについて必要な事項は、岩手県が別に定める。

附 則

（施行期日）

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、平成28年10月31日から施行する。

附 則

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、令和4年9月13日から

施行する。

附 則

この「「黄金の國、いわて。」応援の店 登録制度について」は、令和7年2月25日から施行する。